資料1

令和２年度 広島支部保険料率について

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

スケジュール（予定）

12月20日（金）	運営委員会（平均保険料率10%維持の方針決定）
20日（金）	政府予算案（2年度）の閣議決定
1月17日（金） ＜本日＞	広島支部評議会の開催 （都道府県単位保険料率の変更について意見聴取）
21日（火）	支部長から理事長への意見の申出 【提出期限】
29日（水）	運営委員会（都道府県単位保険料率の決定） 料率変更について認可申請
2月上旬頃	令和2年度保険料率認可予定

〈健康保険法 第160条〉

第6項　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。

第7項　**支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**

第8項　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

平均保険料率について

医療分の令和２年度平均保険料率

１．これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えが示されている。

令和２年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会で議論が進められた。

運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、令和元年12月20日の運営委員会に資料として提示。

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が２支部となっている。

２．協会としての対応

（１）平均保険料率について
令和２年度の平均保険料率については、10%を維持する。

（２）激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入
激変緩和措置については、現行の解消期限（令和元年度末）どおりに解消する。
インセンティブ制度については、令和２年度保険料率より反映させる。

（３）保険料率の変更時期について
令和２年４月納付分からとする。

令和２年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

１．平均保険料率

■ 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。

■ 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。

■ 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。

■ 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。

■ 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。

■ 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。

■ 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和２年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

３．保険料率の変更時期

- 令和２年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

収支見込み（令和2年度）の概要について（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 （R1年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R1年12月）	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	拠出金等対前年度比 + 62 + 41 + 102 ▲ 1
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

都道府県単位保険料率について

令和2年度広島支部健康保険料率について（見込み）

令和2年度の広島支部の健康保険料率は、令和元年度と比べて0.01%の引き上げとなる見込み。

令和元年度
10.00%

→

令和2年度
10.01%

		令和２年度	令和元年度	前年度差	備考
第１号都道府県単位保険料率（A）		**5.29%**	**5.21%**	**0.08%**	・医療給付費に係る料率
	年齢調整・所得調整「前」保険料率	(5.35%)	(5.28%)	(+0.07%)	
	年齢調整による率	(＋0.04%)	(＋0.03%)	(+0.01%)	
	所得調整による率	(▲0.10%)	(▲0.10%)	－	
共通料率（B）		**4.73%**	**4.82%**	**▲0.09%**	・（a）＋（b）－（c）
	第２号都道府県単位保険料率（a）	(3.89%)	(3.99%)	(▲0.10%)	・現金給付や高齢者支援金に係る料率
	第３号都道府県単位保険料率（b）	(0.87%)	(0.89%)	(▲0.02%)	・業務経費や一般管理費等に係る料率
	その他収入等の率（c）	(0.03%)	(0.06%)	(▲0.03%)	
所要保険料率（A＋B）		**10.02%**	**10.03%**	**▲0.01%**	
保険料率（精算分の反映後）		**10.00%**	**10.00%**	－	・令和２年度の反映率：▲0.02% ・令和元年度の反映率：▲0.03%
保険料率（インセンティブ制度の反映後）		**10.01%**	－	－	・令和２年度の反映率：＋0.004%
広島支部保険料率		**10.01%**	**10.00%**	**+0.01%**	

・令和元年度の広島支部保険料率10.00%は、激変緩和措置の調整を講じた後の数値である。　・端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

＜令和2年度の広島支部健康保険料率に係る変動要因＞

① 医療給付費の伸び

医療給付費が伸びたため。（＋3.3%の見込み）　※総報酬額の伸びは＋1.8%の見込み

② 後期高齢者支援金等の拠出金の伸びの鈍化（＋0.3%の見込み　※前年度は＋3.6%）

特に後期高齢者支援金について、マイナス精算の影響のほか、日本の人口の年齢構成上（※）、後期高齢者の伸びが一時鈍化するため。

※終戦前後における出生減によるものだが、2022年には団塊の世代が後期高齢者となるため引き上げ要因となる。

③ 平成30年度精算額の減少

精算額は、771百万円（平成29年度精算額）から388百万円に減少。

④ インセンティブ制度財源分の加算

制度の財源（※）として保険料率に0.004%加算。（加算額99百万円）
平成30年度の実績は全国順位38位であったため、上位23支部以上に付与される報奨金は無し。

※制度の財源として、全支部の保険料率に0.01%加算されるが、3年間で段階的に導入されるため、0.004%（令和2年度）→0.007%（令和3年度）→0.01%（令和4年度）となる。

上記の結果、前年比の視点では<u>②は保険料率引き下げ要因</u>となったが、<u>①③④が引き上げ要因</u>となり、<u>＋0.01%</u>となる。

■保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額300,000円の被保険者の場合・・・300,000円×0.01%＝30円（労使折半で15円）

令和2年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数

（暫定版）

保険料率（%）	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

広島支部

※最高料率と最低料率（1.15%差）の保険料納付額の差について

標準報酬月額300,000円の被保険者の場合・・・
月額3,450円
（労使折半で1,725円）

＜参考＞令和元年度広島支部保険料率に係る意見

（平成30年度 第4回広島支部評議会　　開催日：平成31年1月17日）

■評議員意見

・保険料率を下げる事により健保組合からの流入が加速すると、セーフティーネット（最後の受け皿）としての機能を果たせるか疑問である。

・健康保険料率については単年度収支が原則であり、平成31年度は準備金が5000億円以上積みあがることが分かっている中で、料率維持が妥当であるというのは分かりづらい。やはり、単年度で合わせるべきである。（介護保険料のプロセスが分かりやすい）

・準備金を積み上げるだけでなく、準備金を保健事業や医療費適正化に有効に活用する方策も考えるべきである。

■支部長意見

・今後、更なる少子高齢化の進展、医療の高度化などにより健康保険財政が悪化することは明らかであり、ただ準備金を積み上げていくだけではなく、財源のあるうちに、医療費適正化に向けた先進的な保健事業の取り組みを進め、また、国としては健康経営の浸透や高齢者医療負担の見直しを行っていくべきと考える。

・弊支部としては、来年度以降も中長期的にみて10%維持が続くのであろう状況下、保険料率抑制に向けて、支部評議員や加入者・事業主に対して「やっても無駄」ではなく、「努力すれば広島支部だけでも下がる可能性がある」というメッセージを強力に発信、浸透させるとともに、健康づくりの好循環の構築に努めていく。

介護保険料率について

収支見込み（令和2年度）の概要について（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 （R1年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R1年12月）	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	879	515	－	
	その他	－	－	－	
	計	9,543	10,606	10,905	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	－	－	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79％（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.73％から令和2年4月以降に1.79％へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 2,435 円 （ 70,194円 → 72,629 円） の負担増
〔月額〕 180 円 （ 5,190 円 → 5,370 円） の負担増

（注1） 標準報酬月額を300,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は令和元年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

広報スケジュールについて
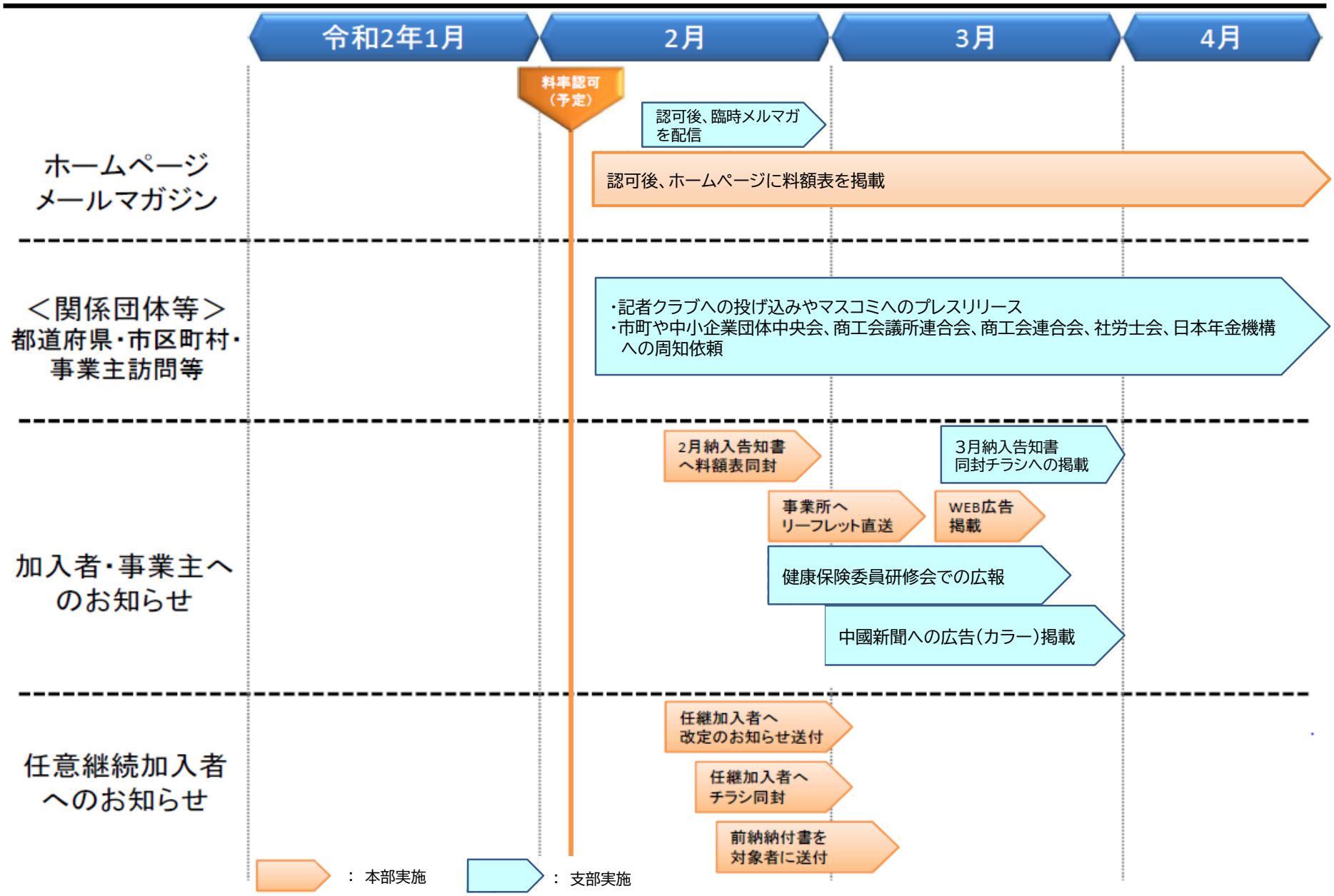
令和2年度　保険料率改定に係る広報スケジュール